③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことができない変更提案は不採用とする。

⑶　技術提案書の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、発注者が過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・使用するアスファルトの種類の変更
・アスファルト混合物に添加剤を使用する提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

②　下記３⑷の評価項目①～④に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

③　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。

④　技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。

⑤　所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

⑥　１提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。２行を超える技術提案もしくは１行あたり48文字を超える技術提案は不採用とする。

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　アスファルト舗装（表層、基層）の耐久性向上と平坦性確保のための更なる品質向上　共通仕様書、舗装工事施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

②　連続鉄筋コンクリート舗装版の更なる品質向上　共通仕様書、舗装工事施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

社会的要請に関する事項

③　他工事を含め複数工種が混在する現場における施工上の安全対策　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

④　地球温暖化防止対策の推進を目的として、アスファルト混合物の運搬及びセメント安定処理路盤工に使用するダンプトラック及びモーターグレーダーのCO_2削減に寄与する改善提案（バイオディーゼル燃料の使用による改善提案は、「揮発油等の品質に関する法律」によるものとし、混合率５％を超えるバイオ混合軽油の使用は不採用とする。）　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。

⑸　評価点の付与方法

【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

品質管理

①　アスファルト舗装（表層、基層）の耐久性向上と平坦性確保のための更なる品質向上

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

②　連続鉄筋コンクリート舗装版の更なる品質向上

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

安全対策

③　他工事を含め複数工種が混在する現場における施工上の安全対策

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

環境対策

④　地球温暖化防止対策の推進を目的として、アスファルト混合物の運搬及びセメント安定処理路盤工に使用するダンプトラック及びモーターグレーダーのCO_2削減に寄与する改善提案（バイオディーゼル燃料の使用による改善提案は、「揮発油等の品質に関する法律」によるものとし、混合率５％を超えるバイオ混合軽油の使用は不採用とする。）

・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点

⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）